平成２５年（フ）第２０１３号
福岡県春日市千歳町３丁目30番地23福寿コーポ101号
債務者　古城戸重太郎
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　世利　英之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８号
大阪府東大阪市森河内西１丁目２番29―206号
債務者　タケショウこと　竹山　政雄
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木ノ島雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５号
大阪市浪速区大国１－３－７　グランソシエ浪速406号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目１番11―901号
債務者　中　　恭敏
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　雅一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７号
大阪市東成区中本５丁目12番41―405号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目３番10号
債務者　松本　善文
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４号
堺市北区金岡町2413―11、住民票上の住所大阪府松原市天美西５丁目123番地の１
債務者　広原光雄こと　孫　　光雄
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８３２号
福岡市城南区神松寺２丁目６番23―102号
債務者　小竹　勝之
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敷地　健康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５８号
広島市東区牛田新町３丁目19番37―205号
債務者　成定　吾作
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９４号
愛媛県松山市朝生田町２丁目12番34号
債務者　菅　　英樹
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
山梨県甲府市山宮町3167番地34
債務者　杉澤　知巳
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５５号
京都市下京区屋形町23番地１　朝日プラザ鴨川301
債務者　小泉　弘子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷山　智光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋58番地８
債務者　嵯峨　幸喜
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
山形県東根市中央南２丁目７番15号　ヴィラ泉―123
債務者　森　　尚子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３２号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番162―402号
債務者　藤田　賀与
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
大阪府大阪市鶴見区今津中５丁目２番19号
債務者　堂野　光生
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０２号
愛媛県松山市青葉台５番地５
債務者　池　とし子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２５２号
愛知県尾張旭市新居町山の田3253番地１　東部ビル３Ｆ、前住所福島県福島市南矢野目字鼓原２番地の５　２Ｆ
債務者　前園工務店こと　前園　武刺
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５３号
愛知県尾張旭市新居町山の田3253番地１　東部ビル３Ｆ、前住所福島県福島市南矢野目字鼓原２番地の５　２Ｆ
債務者　前園美喜子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部